

秋田県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき図書
横手都市計画特定用途制限地域の変更の総括図、計画図および計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課